

平成 29 年 3 月 1 日

西日本測定所ネットワーク

高楓・市民放射能測定所 代表 時枝 功 様

大阪府危機管理室長

関西電力「高浜原子力発電所」及び「大飯原子力発電所」についての質問書（回答）

2017 年 2 月 1 日付け標記質問書について、下記のとおり回答いたします。

なお、ご質問の内容が多岐にわたりますので、庁内担当部局の回答を取りまとめて記載しております。

#### 記

#### 第 1-01 から第 1-09、第 2-01 から第 2-04、第 3 から第 9、第 10-01 から第 10-03 及び第 12-01

原子力災害対策については、原子力規制委員会が「原子力災害対策指針」において、原子力災害対策重点区域を原子力発電所から概ね 30 キロメートルを目安と定めており、高浜及び大飯原子力発電所の原子力災害対策重点区域に本府は含まれていません。

なお、原子力発電所の事故等に係る原子力災害については、各自治体が個別に対策を講じるのではなく、広域的に対応すべきものであると考えています。

#### 第 1-10、第 12-02 及び 12-03

福島第一原子力発電所の事故に関しては、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（以下「特措法」と言います。）」に基づいて、国が除染などの措置の計画策定及び実施を行うことになっています。また、除染にかかる費用は関係原子力事業者が負担することとされています。

#### 第 2-05 及び第 13-01

原子力施設において重大な事故が生じた場合に放射性物質が異常な水準で当該原子力施設を設置する工場又は事業所の外へ放出されることを防止するため、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」にて規制されています。

#### 第 10-04

法令はありませんが、原子力規制委員会が定めた原子力災害対策指針において、放射性物質放出後の緊急防護措置の判断基準が示されています。

なお、福島第一原子力発電所の事故に関し、国においては、国際放射線防護委員会の考え方を基本に、年間の被ばく線量が 20 ミリシーベルト以下となることが確実と確認された区域を「避難指示解除準備区域」としており、その区域では住民の一時帰宅などが認められています。

#### 第 10-05

国は住民が帰還した年間の被ばく線量が 20 ミリシーベルト未満の地域においても、年間被ばく線量の長期的な目標値を 1 ミリシーベルトとし、除染やモニタリング、健康診断などの被ばく低減・回避のための総合的な対策を継続的に実施するとしており、国において適切に判断されたものと考えています。

#### 第 10-06

「原発関連死」の定義が明確ではありませんが、原子力災害だけでなく災害時には被災者の身体的、精神的なケアが必要であると考えています。大阪府地域防災計画（基本対策）において、府及び市町村は、相互に連携し、避難所などにおける巡回健康相談の実施や心の健康に関する相談窓口の設置など、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握し、助言や加療など被災者の健康維持に必要な活動を実施することとしています。

#### 第 11-01 から第 11-05

「放射能によって汚染された可能性のある廃棄物」については、廃棄物処理法第 2 条第 1 項に規定する「廃棄物」には該当しません。

なお、福島第一原子力発電所の事故に係る放射性物質に汚染された廃棄物の処理については、特措法により国が実施することとされています。

#### 第 13-02

原子力災害や地震、津波などの自然災害との複合災害などから国民の生命や財産を守ることを目的として、災害対策基本法や原子力災害対策特別措置法が定められています。それらに基づき、国や都道府県、市町村などは、災害予防・応急対策・復旧に関する計画を策定し、必要な対策を実施することとしています。

#### 第 13-03

国は、環境基本法に基づき、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有しています。

環境省は、平成 27 年 2 月の中央環境審議会における『環境基本法の改正を踏まえた放射性物質の適用除外規定に係る環境法令の整備について（意見具申）』を踏まえたその後の対応状況等についてにて、放射性物質に係る一般環境中の基準などについては改めて設定する必要性はなく、モニタリング、食品の安全管理、健康診断などによる放射線リスクの適切な管理等の総合的な対策を引き続き推進していくとされています。また、個別環境法の放射性物質に係る適用除外規定の取扱いについては、特措法の施行状況検討の結果を踏まえて検討を行っていくこととされてい

ます。

本府といたしましては、こうした国の検討状況等の動向を注視しつつ、広く情報収集に努めて参ります。

取りまとめ担当

大阪府 危機管理室 防災企画課

計画推進グループ

TEL : 06-6944-2123

FAX : 06-6944-6654